

保医発第0928003号
平成19年9月28日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306005号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第322号）が公布され、平成19年10月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成19年10月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図りたい。

記

Iの3の(77)の次に次のように加える。

(78) カプセル型内視鏡

- ア カプセル型内視鏡は、消化器系の内科又は外科の経験を5年以上有する常勤の医師が1名以上配置されており、カプセル型内視鏡の滞留に適切に対処できる体制が整っている保険医療機関において実施すること。
- イ 事前に上部消化管検査及び下部消化管検査を実施し、原因不明の消化管出血を伴う小腸疾患の診断を行うために使用した場合に算定できる。
- ウ カプセル型内視鏡を使用して撮像及び診断を行った場合は、区分「D310」小腸ファイバースコピーに準じて算定する。

エ カプセル型内視鏡を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。

別紙の081中(10)を(11)とし、(3)から(9)までを(4)から(10)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 中空スクリー

吸収性接合材・F 9－a－3

別紙の081に次のように加える。

(12) シート・メッシュ型（Ⅰ）

吸収性接合材・F 9－i

(13) シート・メッシュ型（Ⅱ）

吸収性接合材・F 9－j